

令和6年度 室戸市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり指針を定める。

1 適用範囲

この方針において適用とする範囲は、市の全組織を対象とする。

2 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）
 - （ア） 障害者の雇用者数が5人以上
 - （イ） 障害者の割合が従業員の20パーセント以上
 - （ウ） 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上
 - ウ 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

3 調達する物品等

市が施設等から調達する物品等は、事務用品、日用品、食料品、水道メーター等の物品及び、清掃、草刈等の役務とする。

4 調達の目標

この方針における調達の目標は、前年度を含む過去3ヵ年の実績額の平均を上回ることとする。

5 調達の実施

施設等からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び室戸市契約規則（昭和39年規則第7号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、

施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項第3号に規定する随意契約の特例の制度を活用する。

6 調達推進方法

- (1) この方針に定める調達目標の達成に向け、調達方針等の全庁への周知徹底を図るとともに、各部署に優先調達を依頼し、全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

7 調達実績の公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、公表する。